

「大学生と挑むコミュニティ・チャレンジ事業」業務委託仕様書（案）

1 業務名

大学生と挑むコミュニティ・チャレンジ事業

2 委託期間

契約締結日から令和9年3月31日（水）

3 業務の目的

福島県県中地域（郡山市、須賀川市、田村市、鏡石町、天栄村、石川町、玉川村、平田村、浅川町、古殿町、三春町及び小野町。以下「県中地域」という。）は、県内で最も多い人口規模を有するが、進学・就職期における若者の県外流出が顕著であり、少子高齢化による地域産業やまちづくりの担い手不足が深刻な課題となっている。本業務では、広域的な地域課題に対し、地域振興に意欲のある県外の大学生等を県中管内に誘致し、地域住民との交流を伴うフィールドワークを実施することで、学生が地域の価値や魅力を再発見し、地域住民との深く継続的な関係性の構築と、将来的な関係人口の創出・拡大に繋げることを目的とする。

4 委託業務の主な内容

本委託業務では、以下に記載するプログラム等の実施に係る企画、広報、準備、関係者との連絡調整、実施、実績報告等の一切の業務を委託する。

事業の運営にあたっては、県及び関係機関等と協議をした上で実施すること。

5 委託業務の実施内容

(1) 特定大学との連携プログラム

県が指定する首都圏の特定大学（以下、「特定大学」という。）の地域連携プログラムの実施要件を満たす内容とすること。

ア 実施期間・回数

令和8年12月までの間、1プログラム

（実施日詳細は、県及び特定大学と協議の上、決定する）

イ フィールドワークの実施予定場所

福島県古殿町（変更の可能性あり）

ウ 参加者

特定大学が公募する10名程度の学生（大学院生、留学生も可）

エ 実施内容

（ア）参加者の募集

特定大学、県や受入自治体と調整の上、募集要項（地域課題、フィールドワークの行程等）を策定する。ただし、募集・選定事務は、特定大学が行う。

(イ) オリエンテーションの参加

参加者、特定大学、県、受入自治体やキーパーソンと連携し、地域の特性や課題への理解を深め、プログラムの方向性を構築するオリエンテーションを特定大学において実施する。

(ウ) 事前調査（想定：オンライン）

参加者が希望する地域住民等へのヒアリングの調整、現状分析に必要な情報提供を行う。

(エ) フィールドワーク（想定：3泊4日／1回）の受入調整と現地対応

現地訪問にかかる受入自治体（首長、自治体担当者との意見交換を含む）、関係施設、地域住民やキーパーソン等の日程調整、宿泊施設及び移動手段の手配、当日の企画・運営・アテンドを行う。

(オ) 事後調査、追加ヒアリングにかかる調整（想定：オンライン）

(カ) 中間報告会及び最終報告会の実施にかかる調整、サポート

最終報告会については、受入自治体の首長、自治体担当者、その他関係者の日程調整を行う。

(キ) 地域実装コンテンツの作成

活動報告及び提案に加え、地域住民や受入自治体に還元する「地域の実情に応じた目に見える成果」を創出する。学生の提案内容が、地域の課題解決や魅力発信に資する具体的な形（例：PR媒体、マップ、商品パッケージデザイン案、ネットワークツール等）となるよう、当該分野の知見を有する専門家（例：マーケティングプランナー、デザイナー、地域コーディネーター、大学教授等）により、実装可能なレベルの品質に磨き上げを図り、最終報告会等で地域関係者へ発表・提供する機会を設けること。

(ク) 参加者による情報発信の促進

フィールドワーク等で訪問した受入自治体や県中地域の魅力を発信し、関係人口の拡大や認知度向上に繋げるため、参加者による SNS 等の情報発信を促進する。

(ケ) その他、業務目的の達成に資するコンテンツの実施

(2) 首都圏等大学生の公募型プログラム

複数大学から選定された参加者によるプログラムの実施。参加者の心理的变化の分析、地域住民との交流・連携、継続的な関係人口への発展性を重視すること。

ア 実施期間・回数

令和9年3月までの間、1プログラム

(実施日詳細は、県及び参加者と協議の上、決定する)

イ フィールドワークの実施場所

福島県天栄村（変更の可能性あり）

ウ 参加者

県と協議の上、選定した5名程度の大学生等（大学院生、留学生も含む）

エ 実施内容

(ア) 参加者の募集・選定

地域振興に関心が高く、多様な専門知識を持つ首都圏等の大学生を公募により選定する。

(イ) オリエンテーションの実施

参加者、県、受入自治体やキーパーソンと連携し、地域の特性や課題への理解を深め、プログラムの方向性を構築するオリエンテーションを実施する。

(ウ) 事前調査（想定：オンライン）

参加者が希望する地域住民等へのヒアリングの調整、現状分析に必要な情報提供を行う。

(エ) フィールドワーク（想定：3泊4日・1回程度／人）

現地訪問にかかる受入自治体、関係施設、地域住民やキーパーソン等の日程調整、宿泊施設及び移動手段の手配、当日の企画・運営・アテンドを行う。

(オ) 事後調査、追加ヒアリングにかかる調整

(カ) 最終報告会の実施（想定：日帰り・1回／人）

(キ) 地域実装コンテンツの作成

活動報告及び提案に加え、地域住民や受入自治体に還元する「地域の実情に応じた目に見える成果」を創出する。学生の提案内容が、地域の課題解決や魅力発信に資する具体的な形（例：PR媒体、マップ、商品パッケージデザイン案、ネットワークツール等）となるよう、当該分野の知見を有する専門家（例：マーケティングプランナー、デザイナー、地域コーディネーター、大学教授等）により、実装可能なレベルの品質に磨き上げを図り、最終報告会等で地域関係者へ発表・提供する機会を設けること。

(ク) 参加者による情報発信の促進

フィールドワーク等で訪問した受入自治体や県中地域の魅力を発信し、関係人口の拡大や認知度向上に繋げるため、参加者による SNS 等の情報発信を促進する。

(ケ) 参加者の心理的变化の分析評価

随時、参加者に対し個別伴走型の対話を実施し、地域課題の本質的な理解度や、参加者と地域との繋がりの深化に伴う愛着や感情、考え方の変化などを分析評価すること。

(コ) 追跡調査

プログラム実施後、参加者と受入自治体及び地域住民との関わり（両者の意識変容や行動変容）や、地域の変化について分析すること。

(サ) その他、業務目的の達成に資するコンテンツの実施

6 共通項目

- (1) 先進事例としての波及効果を高めるため、テレビ、新聞広告や雑誌等のメディア、SNS等を用いて、実施前の周知、実施中及び実施後の取組について広く効果的な広報を行うこと。
- (2) 参加者や大学、関係者のプライバシー、著作権、肖像権等に配慮すること。
- (3) その他、効果的なプロモーションの展開について委託者と協議の上実施すること。
- (4) 受託者は、参加者や関係者の安全を確保し、必要な保険に加入すること。
- (5) 本業務に係る第三者との各種調整、交渉は、原則として受託者が行うこと。ただし、事前に委託者と十分協議を行い情報共有を図ること。
- (6) 実施にかかる一切の費用（会場費、参加者の旅費（東京駅から郡山駅の新幹線代、県内での宿泊及び移動にかかる費用を想定）、招聘者等の謝金や旅費を含む）に関する手配、手続き及び支払い業務を行うこと。

7 本委託の実施上の留意事項等

(1) 実施体制・業務主任等

- ア 受託者は、本委託業務を迅速かつ円滑に履行するための実施体制を整えること。
- イ 受託者は、本委託業務全体に関して主として指揮・監督を行う業務主任者を定め、委託者との協議や打ち合わせ等に出席させること。
- ウ 受託者は、主たる責任者を定め、担当者との緊密な連絡と十分な打ち合わせを行うこと。

(2) 委託料に含まれる経費

委託料には、委託事業の実施に係る一切の費用を含むものとする。

(3) 仕様の変更等

受託者が、やむを得ない事情により本仕様書の変更を必要とする場合には、あらかじめ委託者と協議し、承認を得ること。

(4) 仕様書記載外の事項

本仕様書に記載されていない事項又は本仕様書の記載内容に疑義が生じた場合は、必要に応じて協議して定めるものとする。

(5) その他

- ア 本業務の実施に当たり、法令等の許可、届出等が必要な場合には、遺漏なく行うこと。

- イ 本業務を実施するために必要な打合せを随時実施すること。
- ウ 本業務の実施に当たっての作業方法及び進行状況について、県に適宜連絡すること。
- エ 個人情報取扱特記事項に基づき本業務を実施し、事業が終了した際には、取り扱った個人情報の県への返還、もしくは個人情報を消去又は廃棄し、当該個人情報の消去又は廃棄を行った日時、担当者名及び方法を記載した報告書を甲に提出し、確認を受けること。
- オ 業務の一部（主たる部分を除く。）を第三者に委任し、又は請け負わせようとするとき（以下「再委託」という。）は、あらかじめ再委託の相手方の住所、名称、再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性、その他甲が必要とする事項を記載した書面を甲に提出し、承諾を得ること。また、この契約により乙が負う個人情報の取扱いに関する義務を再委託先にも遵守させること。

8 成果物

成果物は次のとおりとする。なお、本業務により作成したデータ、写真、文書等の著作権（著作権法第 21 条から 28 条に定める全ての権利を含む）は委託者に帰属するものとする。

(1) 実績報告書

- ア 事業に掲げる内容を記録（記録写真・動画の撮影・新聞・メディア等の掲載記事等の収集）し、紙媒体 1 部及びデータで提出すること。
- イ その他、委託者が必要と認める資料

(2) 参加者が作成した成果物

(3) 納品場所は委託者の指定する場所とする。

9 特記事項

本著作物の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じた時は、受託者は自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ委託者に何らかの損害を与えたときはその損害を賠償するものとする。